

鳥取県ボッチャ協会規約

(名称)

第1条 この会は鳥取県ボッチャ協会という。

(事務局)

第2条 この会の会務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は鳥取県米子市上後藤 3-5-1 に置く。
- 3 事務局に関する必要な事項は、会長が定める。

(目的)

第3条 鳥取県内の障がい者、健常者がボッチャを通じて、健康の増進及び心身の健全な育成を図り、障がい者、健常者の自立更生に寄与することを目的とする。

- 2 障がい者、健常者がボッチャを通じて一緒に活動し、共生社会の実現を図る。
- 3 パラリンピックや日本選手権大会を目指すような選手の育成、競技力の向上を目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 障がい者、健常者がボッチャを楽しめる場の提供
- (2) 障がい者、健常者のボッチャ大会の参加
- (3) ボッチャ競技者、指導者の育成
- (4) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第5条 この会は、この会の事業に賛同する個人（以下、「会員」という）で構成する。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理 事 10名まで
- (5) 監 査 1名

(役員の選任等)

第7条 会長及び副会長、事務局長は鳥取県ボッチャ協会の総会において選任する。

(職務)

第8条 会長はこの会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長の命を受け会長業務のサポートを行う。
- 3 事務局長は、会長の命を受け事務を処理する。
- 4 理事は、会員を代表し、会員と協力し業務を行う。
- 5 監査は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任を妨げない。

(会議)

第10条 この会の会議は、総会とする。

(会議の構成)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第12条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 事業計画の決定及び事業報告の承認
- (3) 予算及び決算の承認
- (4) その他この会の運営に関する重要事項

(招集)

第13条 会議は会長が招集する。

(議長)

第14条 議長は、総会にて会員から選出する。

(議決)

第15条 総会は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(経費)

第16条 この会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

正会員：2,000 円／年 賛助会員：1,000 円／年

(予算及び決算)

第17条 この会の収支予算は、総会の決議により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(雑則)

第19条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関する必要な事項は、会長が定める。

(施行期日)

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 31 年 3 月 24 日から施行する。